

資料6	H21. 3. 27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

指定障害福祉サービス事業者等の 指導監査の実施状況について

平成21年3月27日
千葉県障害者自立支援課

1 平成20年度における実地指導及び監査対象の選定基準

(1) 実地指導

ア 指定障害福祉サービス事業者(特定旧法指定施設を除く。)
、基準該当障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者
及び登録地域生活支援給付サービス事業者(ただし、イに該
当する施設に併設して実施される事業については、イと同様
の扱いとする。)

(ア) 平成19年度に指定等を受けた指定障害福祉サービス事
業者等に対して実施する。

(イ) 平成19年度及び平成18年度に実地指導を行わなかった
指定障害福祉サービス事業者等に対して実施する。

(ウ) 平成19年度に監査を行った指定障害福祉サービス事業
者等に対して実施する。

イ 指定障害者支援施設及び特定旧法指定施設

原則として、保健福祉局地域保健福祉課監査指導室が行う
社会福祉法人等指導監査のなかで実施する。

ウ その他特に一般指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

(2) 監査

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

ア 要確認情報

(ア) 通報・苦情・相談等に基づく情報

(イ) 本市、相談支援事業等に寄せられる苦情

(ウ) 介護給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

イ 実地指導において確認した情報

指導実施方針に基づき行った指導において、指定障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

2 実施箇所数及び実施結果(平成21年3月24日現在)

		適正	文書指導	改善報告	監査切替	勧告	未確定
指定・登録実事業所数	203						
平成20年度実施実事業所数	72						
平成20年度実施回数	74	16	8	36	0	0	14
	実地指導	16	7	35	0		
	監査	0	1	1		0	
	未確定						14

3 主な指摘事項

(1) 留意事項

ア 本資料では居宅介護の事例を中心に上げることとします。
他の事業では必ずしも当てはまらない部分もありますが、あらかじめ御了承ください。

イ 以下、「法」とは「障害者自立支援法」を、「基準」とは「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」を、「解釈通知」とは「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省通知）」をそれぞれ指します。

ウ 主に件数の多かった順に表示しています。

(2) 文書指導及び改善報告に係る主な指摘事項

- ア 運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない(基準第35条)
- イ 事業所の名称、所在地等の変更を届け出ていない(法第46条)
- ウ 他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていない(基準第36条)
- エ 代理受領により支給を受けた介護給付費の額を通知していない(基準第23条)
- オ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を作成していない(基準第9条)
- カ サービス提供責任者が居宅介護計画を作成、説明、交付していない(基準第26条)

- キ 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない(基準第36条)
- ク 身分を証する書類を携行していない(基準第18条)
- ケ サービス提供責任者が非常勤(基準第5条)

(3) 現地口頭指導

- ア 契約書及び重要事項説明書の内容が介護保険又は支援費制度の文言を含んでいる(基準第9条)
- イ 苦情解決の相談窓口、体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置の概要を掲示していない(解釈通知第三の3の(26))
- ウ 居宅介護計画の見直しが定期的に行われていない(基準第26条)

(4) 給付費返還に係る主な指摘事項

- ア サービス提供日及び時間について、サービス提供記録と給付費請求に係るサービス提供実績記録票が不整合
- イ サービス提供記録が存在しない
- ウ 移動支援の内容(外出)を身体介護で算定している
- エ 家事援助の内容(調理)を身体介護で算定している
- オ 加算等の算定要件を満たさず算定している

4 指摘事項の概要と適切な事務取扱いについて

3(2)ア及び3(3)イ 掲示

(基準第35条及び解釈通知第三の3の(26))

基準上求められているものは、以下のとおりです。

ア 運営規程の概要

イ 従業者の勤務の体制

ウ 協力医療機関(主に日中活動系サービス、居住系サービス)

エ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる
重要事項(重要事項説明書などの掲示があれば望ましい)

オ 苦情解決の相談窓口、体制及び手順等当該事業所における
苦情を解決するための措置の概要

3(2)イ 事業所の名称、所在地等の変更届(法第46条)

資料2-1のとおり、法で「10日以内」に届け出なければならない」と規定されています。各事業者におかれましては期限遵守の上、御提出いただいておりますが、一部の事業者において届け出の失念・遅延が見受けられます。

今後につきましては、各種加算算定に係る変更届出が増加することが予想されますので、再度法令遵守の徹底方よろしくお願いします。

<参考>

① 届出に係る平均所要日数

平成20年度:44.8日、平成19年度:30.3日

② 届出の多かった変更事項

サービス提供責任者、運営規程、管理者、定款・登記簿謄本、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出

3(2)ウ 利用者等の情報を提供する際の同意(基準第36条)

解釈通知第三の3の(24)において、「従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある」旨規定されています。

また、「この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる」とされています。

このことから、

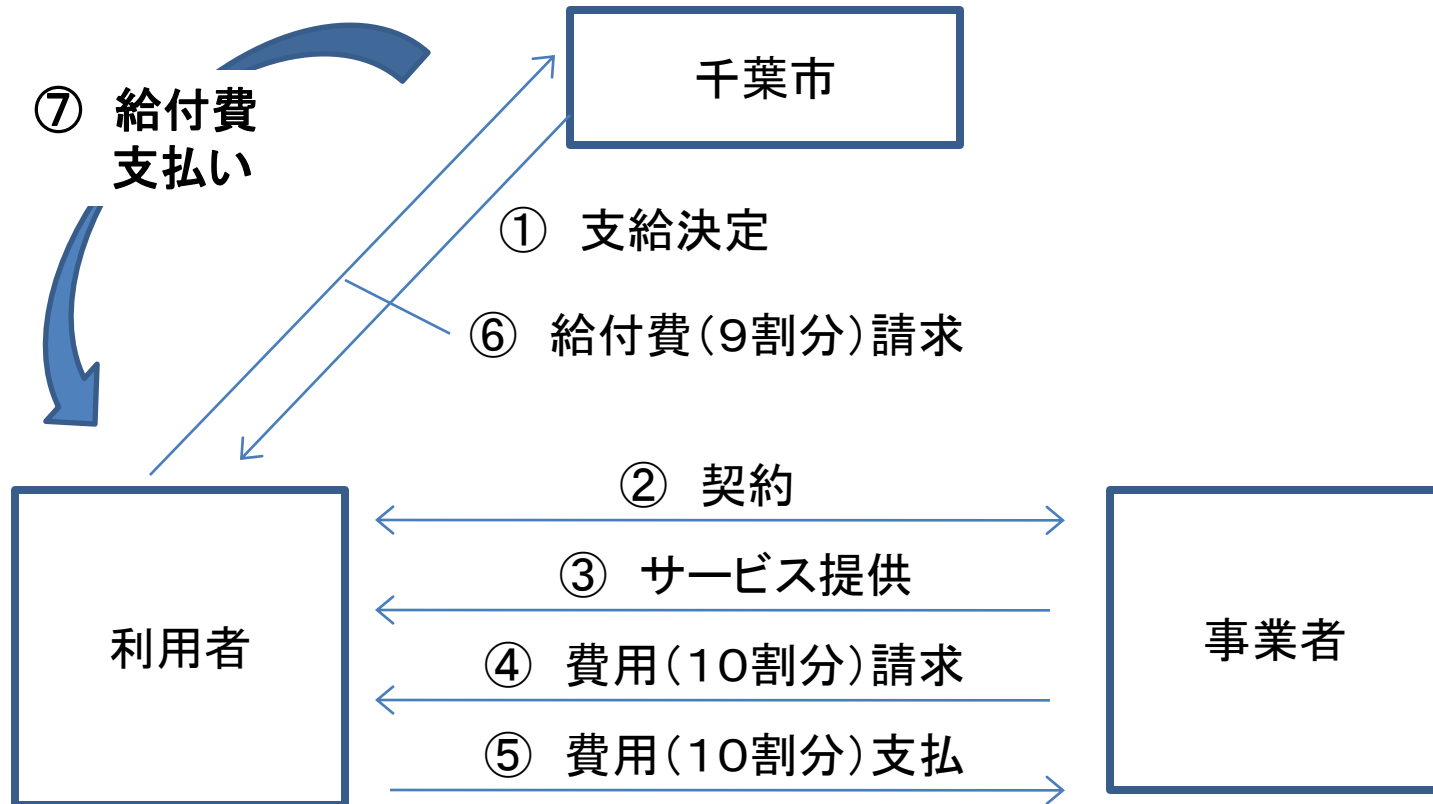
① 契約書・重要事項説明書等に記載 又は

② 情報提供同意書等を作成

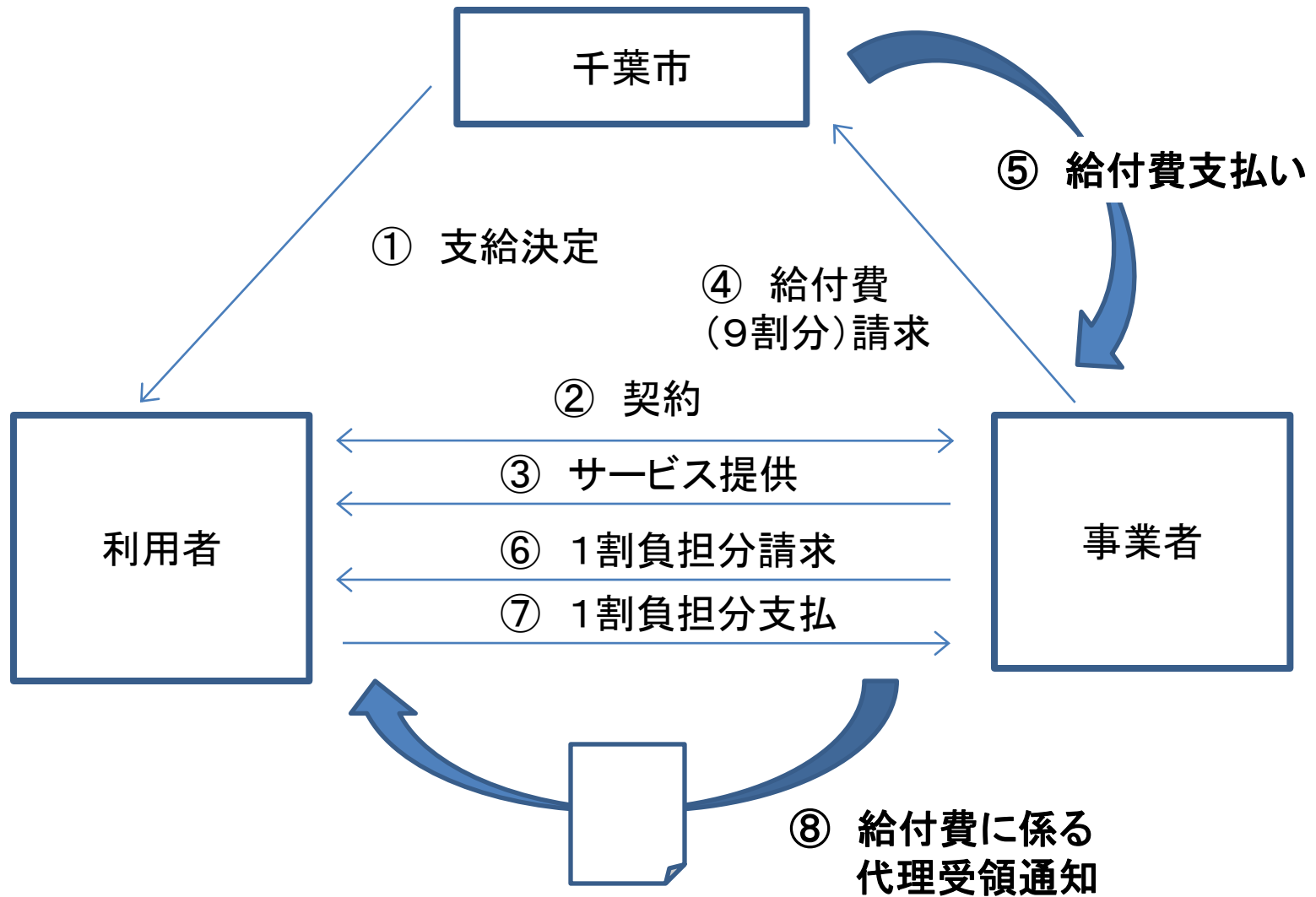
し、サービス提供開始時に説明・同意を得る方法が考えられます。

3(2)エ 代理受領通知(基準第23条)

本来の給付費受領までのフロー図(代理受領無し)



代理受領によるフロー図



3(2)才及び3(3)ア 重要事項を記した文書を作成していない (基準第9条、解釈通知第三の3の(1)、(26)等)

標記文書に記載していただきたい事項は、下記のとおりです。

ア 重要事項説明書、パンフレット等

(ア) 運営規程の概要

→ 基準第31条において定めておかなければならないとされている事項は・・・

- ①事業の目的及び運営の方針、②従業者の職種、員数及び職務の内容、
- ③営業日及び営業時間、④指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額、⑤通常の事業の実施地域、
- ⑥緊急時等における対応方法(特定事業所加算の算定要件の一つ)、
- ⑦事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類、
- ⑧虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨その他運営に関する重要事項

(イ) 従業者の勤務体制

(ウ) 事故発生時の対応

(エ) 苦情処理の体制(相談窓口、苦情解決の体制及び手順等 当該事業所における苦情を解決するための措置の概要) 等

イ 契約書

- (ア)当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- (イ)当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容
- (ウ)当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- (エ)指定居宅介護の提供開始年月日
- (オ)指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口 等

3(2)カ及び3(3)ウ アセスメント及び居宅介護計画の作成、説明、交付 (基準第26条)

サービス提供責任者が行います。

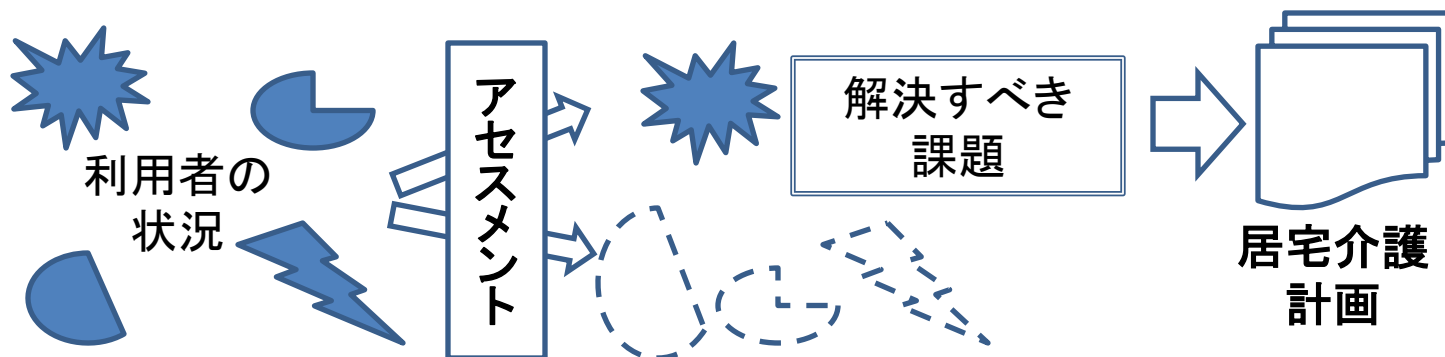
○ アセスメント

利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにすること

○ 居宅介護計画

アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、以下の項目を明らかにした居宅介護提供に係る計画(様式は任意)

- ・担当する従業者の氏名
- ・従業者が提供するサービスの具体的内容
- ・所要時間 ・日程 ・利用者及び同居の家族の確認欄 等



3(2)キ 従業者及び管理者における退職後の秘密保持等の措置 (基準第36条)

解釈通知第三の3の(24)において、「当該指定居宅介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずるべき」旨規定されています。

このことから、

- ① 事業所等で定める就業規則、秘密保持規程等に明記
 - ② 雇用契約書等に記載
- し、雇用時等に説明・同意を得る方法が考えられます。

3(2)ク 身分を証する書類(基準第18条)

解釈通知第三の3の(8)において、「当該指定居宅介護事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、提示すべき旨を指導しなければならない」旨規定されています。

また、証書等に記載すべき事項は、以下のとおりです。

○ 必須事項

・事業所の名称 ・従業者の氏名



〔 × 併設する介護保険事業所の内容 × 法人の名称 〕

○ 記載等が望ましい事項

・従業者の写真の貼付 ・職能(職名、資格名等)

3(2)ケ サービス提供責任者が非常勤(基準第5条)

現行では、すべて常勤の者でなければならないとされています。
なお、基準上「常勤」とは、以下のとおり定義されています。

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。

当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

上記を確認するため、従業者の勤務表、出勤簿、タイムカード、賃金台帳等出勤状況が確認できる書類を御用意ください。

※ 平成21年4月以降は常勤要件が一部緩和される見込みです。

3(4)ア サービス提供日及び時間について、サービス提供記録と給付費請求に係るサービス提供実績記録票が不整合

3(4)イ サービス提供記録が存在しない

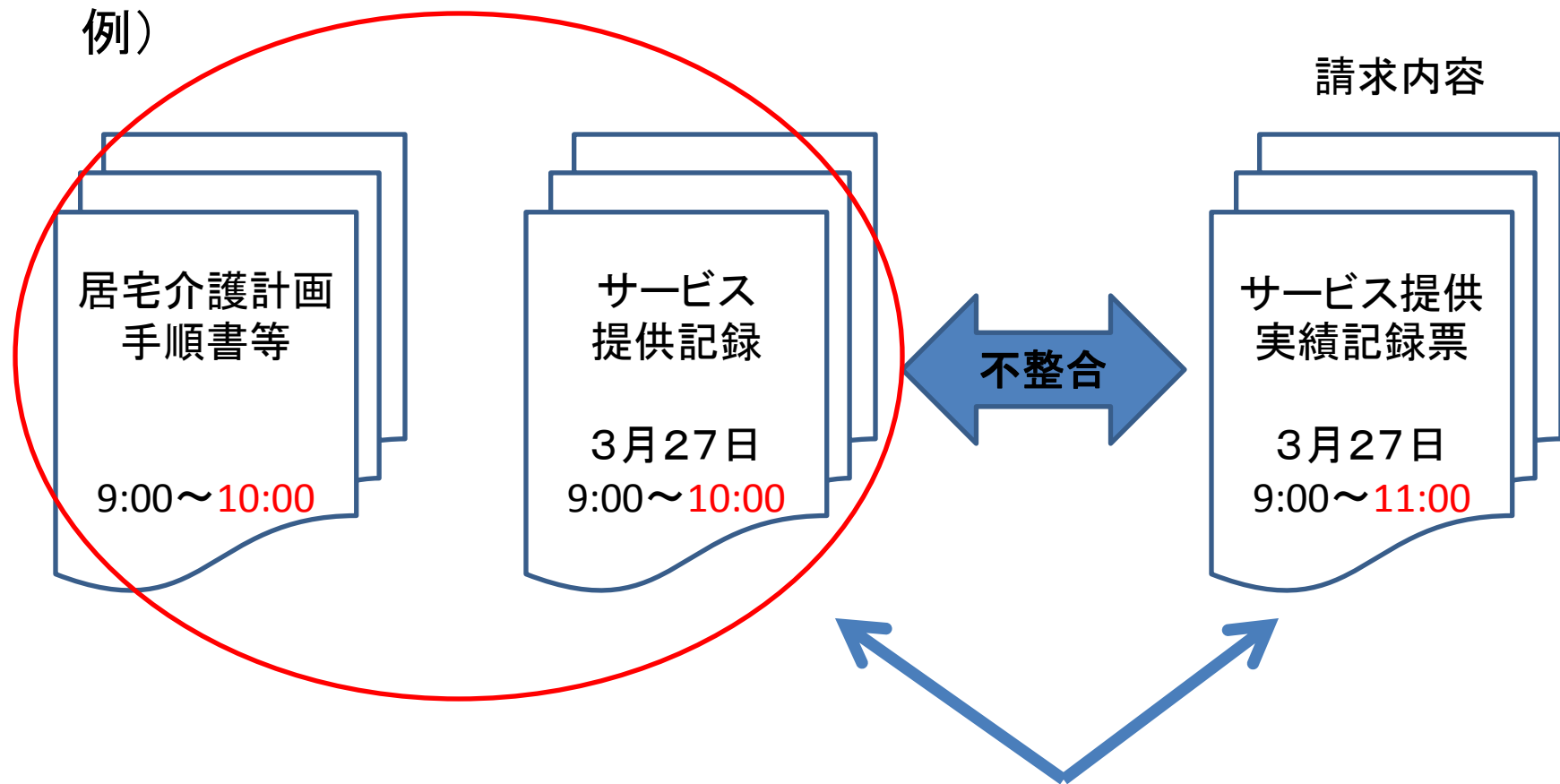
サービスの提供の記録については、基準第19条及び解釈通知第三の3の(9)において、「提供日、内容その他必要な事項を提供の都度(一部のサービスについては例外有り)記録し、支給決定障害者等から確認を受けなければならない」旨規定されています。

○ 記録の必要な事項

- ・提供日
- ・提供したサービスの具体的内容(例えば、身体介護と家事援助の別等)
- ・実績時間数
- ・利用者負担額
- ・利用者へ伝達すべき必要な事項
- ・利用者の確認欄 等

○ サービス提供日及び時間の不整合

例)



どちらが正しい内容なのかを
確認する必要があります。

3(4)ウ 移動支援の内容(外出)を身体介護で算定

通院以外の目的の外出の介助は、重度訪問介護における移動介護加算又は移動支援での算定となります。

3(4)エ 家事援助の内容(調理)を身体介護で算定

調理が中心のサービスは家事援助での算定となります。

- ※ 身体介護・・・入浴、排せつ、食事等の介護
- 家事援助・・・調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるもの
- 移動支援・・・原則として社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動のための外出

3(4)才 加算等の算定要件を満たさず算定

○ 共同生活介護等における帰宅時支援加算

【算定要件】

- ① 利用者が計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うこと。
- ② 従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。
- ③ 必要に応じ計画の見直しを行う必要があること。

記録がない場合、上記の支援を行ったことが確認できない。

平成21年度障害福祉サービス報酬改定に伴い、各種加算等が新設・変更されますので、算定する場合は再度告示、留意事項通知等を確認してから行ってください。

5 サービス提供及び請求の際の注意事項

- 給付の対象となるサービスであるかの疑義がある場合には、サービス提供前に、当課又は各区(保健)福祉サービス課に御確認くださいようお願いいたします。

6 平成21年度における実地指導及び監査について

- 平成20年度と同様、50～60箇所程度の事業所に対し行う予定です。その際は、御協力方よろしくお願いいたします。